

審 査 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第2条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第1項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第2条、第3条（質屋の許可の申請） 第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審 査 基 準： 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50日間
申 請 先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：申請に係る警察署の生活安全課
備 考：